

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	郡山市は、予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実施(対象者への通知、予診票及び接種履歴等の管理、支払い、事故報告、副反応報告)事務に関し、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 なお、対象者への通知は、郵送等によるほか、マイナポータルのお知らせ機能を利用して行う。
③システムの名称	1 母子保健情報管理システム 2 庁内連携システム 3 団体内統合宛名番号システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務における接種対象者の個人情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、同法別表14及び126の項、番号法主務省令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条8号に基づく主務省令 ＜情報照会＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令25、27、28、29、153、154の項 ＜情報提供＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健所保健・感染症課
②所属長の役職名	保健・感染症課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口:保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症・予防接種係 024-924-2163
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

9. 別表第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-②所属長	令和元年5月16日 時点	地域保健課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I-7 請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課 市政情報センター 024-924-3511	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 024-924-3511	事後	変更箇所の発生に伴い、再計算を実施
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	IV リスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年7月14日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第10項	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第7項、別表第二の第16の2項、第17項、第18項、第19項	番号法第19条第7号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	I-5 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉部保健所地域保健課	保健福祉部保健所保健・感染症課	事後	組織改編のため
令和3年7月14日	I-5 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	地域保健課長	保健・感染症課長	事後	組織改編のため
令和3年7月14日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口：保健福祉部保健所地域保健課 感染症係 024-924-2163	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口：保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症係 024-924-2163	事後	組織改編のため
令和3年7月14日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年5月19日 時点	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年5月19日 時点	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和3年7月14日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	新たに情報連携する項目が追加となったため
令和4年3月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	番号法第19条第8号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年3月11日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		（内容追記） 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		（内容追記） 5 ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠		（内容追記） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の計数日	令和3年5月19日 時点	令和4年10月19日 時点	事後	見直しによる
令和7年2月28日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(内容削除) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種		事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(内容削除) 5 ワクチン接種記録システム(VRS)		事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感	・番号法第9条第1項、同法別表14及び126の項、番号法主務省令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜情報照会＞ 別表第二16の2、17、18、19、115の2の項及び番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ＜情報提供＞ 別表第二16の2、16の3、115の2の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2	番号法第19条第8号、番号法第19条8号に基づく主務省令 ＜情報照会＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令25、27、28、29、153、154の項 ＜情報提供＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令25、26、153、154の項	事後	
令和7年2月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口:保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症係 024-924-2163	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口:保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症・予防接種係 024-924-2163	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年10月19日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年10月19日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業		新設された評価項目の記載	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		新設された評価項目の記載	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 母子保健情報管理システム 2 共通基盤システム 3 団体内統合宛名番号システム 4 中間サーバー	1 母子保健情報管理システム 2 庁内連携システム 3 団体内統合宛名番号システム 4 中間サーバー	事前	ガバメントクラウドの導入による対応